

審第254号-1  
答申第386号  
令和8年4月10日

千葉県公安委員会  
委員長 寺嶋 哲生 様

千葉県個人情報保護審議会  
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年3月13日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第354号

令和7年1月15日付けで審査請求人から提起された、令和6年12月23日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月23日付け〇〇警発第〇〇号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年11月26日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「〇〇警察署〇〇巡査長らが、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃に私が〇〇において道路交通法第38条に反したとする件に関し、千葉県警察が保有する電磁的記録（パトロールカーに設置されたドライブレコーダーの録画・録音）を含めた一切の個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）が保有する本件開示請求に係る保有個人情報として、「納付書控 第〇〇号」及び「取締原票送付書 〇〇年〇〇月〇〇日付け」（以下「本件文書記録」という。）に記録された保有個人情報を特定し、保有個人情報開示決定（令和6年12月23日付け〇〇警発第〇〇号及び同日付け〇〇警発第〇〇号。以下、これらの決定を併せて「本件開示決定」という。）を行うとともに、審査請求人が開示請求書において開示を求めた電磁的記録（パトロールカーに設置されたドライブレコーダーの録画・録音）（以下「本件電磁的記録」という。）については「カーロケータ端末による映像記録は、撮影から24時間経過することにより、自動的に端末内から消去されるため、当時録画されていたとしても、既に映像は存在せず、録画されていたかどうかを確認することはできない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和7年1月15日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読

み替え後の同条第1項の規定により、令和7年3月13日付け公委（広）  
発第〇〇号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

千葉県警察本部長は、「カーロケータ端末による映像記録は、撮影から  
24時間経過することにより、自動的に端末内から消去されるため」として  
全部を開示しないことに決定したとする。

しかしながらその決定は、以下の理由により不自然且つ不誠実、作為的  
であると言わざるを得ず、妥当なものとは看過できない。

#### (2) 本件審査請求の理由

取り締り時、担当警官から「〇〇警察署においてであれば、ドライブレ  
コーダーを見せる」との言質を受け、同署に赴いての手続きを受けた。

にもかかわらず急遽発言が変更され、ドライブレコーダーを見せられな  
いとのこととなった。

この際、ドライブレコーダーの開示を求める旨を再三にわたり求め、情  
報公開を申請する旨を宣言し、状況次第では訴訟に訴えることを教示済み  
である。

このことは、担当警官だけでなく、その場に居合わせ同席した警官ある  
いは情報公開の手続きを確認された事務室内の者を含め、みな周知の事実  
である。

加えて言えば、処分の元となった道路交通法第38条違反について、私  
においては違反に該当する事実があったとの認識がない旨も繰り返し述べ  
つつ、異議申立や提訴の可能性にも言及していた。

かかる状況から判断すれば、後の訴訟等に備えるため警察当局に有利と  
なるドライブレコーダーの記録を消去したとは考えられず、別途保存して  
いることが必然の判断であり、千葉県警察本部長のなした不開示決定は不  
自然極まりない。

また、不開示理由も「前例踏襲」的な文言で、真摯に検討した様子・真  
に確認した様子が窺えない。

更には、仮に記述通り「消去され」たのであれば、近時の警察当局等  
に対するマスコミ報道の例のように、反則の事実がなかったという証拠を  
「暗に消去した」等と認定せざるを得ない。

### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受けて、〇〇警察署は本件文書記録を特定し、本件開示決定を行ったが、審査請求人が本件開示請求書の中で「パトロールカーに設置されたドライブレコーダーの録画・録音」の開示も求めていることから、「カーロケータ端末による映像記録」（以下、4において「映像記録」という。）についても特定して検索を行ったが、映像記録については存在しなかった。

(イ) 映像記録について

映像記録は、カーロケータ端末用車載映像記録システムを搭載した車両の前方又は全方位等を撮影した映像データであり、地図情報や110番事案情報等の各種情報を送受信するカーロケータ端末内に蓄積される。

同システムの運用目的は、現に犯罪が行われた場合における捜査及び証拠の保全、警察官の適正な職務執行についての検証等に資するため、必要に応じて映像データを保存できるが、目的外の保存や一般人に閲覧させる等の行為がないよう、県民のプライバシー保護に十分配慮し、適正かつ効果的な運用に努めることとされている。

なお、映像記録は、撮影から24時間経過することにより、自動的にカーロケータ端末内から消去される。

イ 処分の理由

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求に係る保有個人情報については、前記ア（ア）のとおり本件文書記録を特定して本件開示決定を行ったが、本件決定に係る映像記録は存在しなかった。

また、本件審査請求を受けて、改めて映像記録の検索をしたが、同様に存在しなかった。

(イ) 不開示及びその理由について

前記（ア）のとおり、本件開示請求に基づき映像記録の検索を行ったが、カーロケータ端末や他の外部記録媒体を含め、該当する映像記録は存在しなかった。

また、前述のとおり、映像記録は撮影から24時間経過するとカーロケータ端末内から自動消去されることから、仮に「〇〇年〇〇月〇

〇日〇〇時〇〇分頃」の審査請求人が求めている映像記録が録画されていたとしても、カーロケータ端末以外の外部記録媒体に保存していない限り、本件開示請求書の受付日である令和6年11月29日には、既にカーロケータ端末内から消去されており、当該映像記録が録画されていたかどうかを確認できないため、本件決定を行ったものである。

(3) 弁明の内容について

前記(2)イのとおり、本件開示請求に係る映像記録については不保有であることから、不開示とした本件処分に誤りは認められない。

## 5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定の取消しを求めており、これは、本件電磁的記録が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 保有個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された可能性のある電磁的記録を「カーロケータ端末による映像記録」（以下「本件映像記録」という。）としている。

実施機関は、弁明書において「映像記録は撮影から24時間経過するとカーロケータ端末内から自動消去されることから、仮に『〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃』の審査請求人が求めている映像記録が録画されていたとしても、カーロケータ端末以外の外部記録媒体に保存していない限り、本件開示請求書の受付日である令和6年11月29日には、既にカーロケータ端末内から消去されており、当該映像記録が録画されていたかどうかを確認できない」としている。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に本件映像記録以外の外部記録媒体を含めて本件電磁的記録の探索を行わせたところ、保有していないことが確認された。

ウ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件電磁的記録を保有していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件電磁的記録が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年3月13日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和8年2月27日	審議（令和7年度第10回第1部会）
令和8年3月27日	審議（令和7年度第11回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会